

平成27年10月26日開催

新庄市農業委員会第17回総会議事録

新庄市農業委員会

新庄市農業委員会総会（平成27年10月）議事録

1. 開催日時 平成27年10月26日（月）午前10時00分
2. 開催場所 新庄市議会議場
3. 出席委員（21名）

1番 星川 豊	2番 高橋 眞
3番 高橋 和彦	4番 樋口 彦弥
5番 高橋 敏行	6番 海藤 芳正
7番 伊藤 忠男	8番 今田 則雄
9番 畠腹 銀蔵	10番 佐藤 義一
11番 小嶋 忠昭	12番 柏倉 嘉門
13番 佐藤 喜代志	14番 浅沼 玲子
15番 井上 茂雄	16番 吉野 昭男
17番 星川 勇吉	18番 清水 哲夫
19番 笹 行也	20番 三原 常男
21番 齋藤 謙二	

4. 欠席した委員（0名）

5. 議事日程

- 日程第 1 議事録署名委員及び会議書記指名
日程第 2 議案第69号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 3 議案第70号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程第 4 議案第71号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第 5 議案第72号 農用地利用集積計画について
日程第 6 報告第35号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
日程第 7 報告第36号 2アール未満農地転用の届出について

6. 出席した事務局職員

局 長	眞見 治之	主 査	鏡 彰広
主 事	鈴木 啓太	農地相談員	山田 博

7. 総会議長

星川 豊

8. 会議の概要

○議長

ただいまより、平成27年度新庄市農業委員会第17回総会を開催します。総会に入りますが、事務局より出席者数の確認をお願いします。

○事務局長

現在の出席委員は21名でございます。選挙による委員の出席は16名、欠席通告者は、**いません**。従いまして、在任する委員の出席数が選挙による過半数を上回っておりますので、新庄市農業委員会総会会議規則第6条第1項の規定により、本第17回総会が成立していることを御宣告申し上げます。それでは、会長に議長をお願いします。

○議長

それではこれより議事に入ります。まず日程第1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。新庄市農業委員会総会会議規則第19条第2項に規定する議事録署名委員を慣例により議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

ご異議ないようですので、議事録署名委員に6番の海藤芳正委員と12番の柏倉嘉門委員の両名をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の鏡彰広君と鈴木啓太君を指名いたします。以上で日程第1を終わります。

次に、日程第2、議案第69号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第69号農地法第3条の規定による許可申請について、新庄地区1番から八向地区3番までの8件につきまして、議案書に基づき朗読いたします。

(議案書を朗読し、申請内容を説明。)

なお、農地法第3条第2項各号の審査基準に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、新庄地区の1番について調査報告をお願いします。

○8番

議案69号農地法第3条の規定による許可申請について、新庄地区1番。10月21日に調査しました。△△さんは経営移譲年金受給のための新規の賃借権の設定でありまして、借賃も双方合意しておりますので、なんら問題ありませんのでよろしくをお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区の2番について調査報告をお願いします。

○8番

10月21日に調査いたしました。△△さんと△△さんは親子関係でありまして、同一世帯での使用貸借件の設定でありますので、なんら問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区の3番について調査報告をお願いします

○5番

△△さんには電話で、△△さんには直接会って調査確認いたしました。今回の許可申請

は、当該地が△△さんの屋敷の前にありまして、以前より譲って惜しいと言うことで話をしていたところであります。また、金額についても双方合意していますので、よろしくお願い致します。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区の4番について調査報告をお願いします。

○20番

新庄4番について、20日に調査いたしました。許可を受けようとする土地は隣接地にあたり、事由は詳細のとおりで問題ございませんのでよろしくお願い致します。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区の5番について調査報告をお願いします

○8番

22日に調査いたしました。△△さんの土地は、△△さんの隣にありまして、賃借権を設定するということで問題ありませんのでよろしくお願い致します。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、八向地区の1番について調査報告をお願いします。

○7番

八向1番に関して、10月20日調査いたしました。△△さん△△さんは親子関係でありまして、経営移譲年金受給のための使用貸借件の設定ということで、なんら問題ありませんのでよろしくお願い致します。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、八向地区の2番について調査報告をお願いします。

○7番

八向2番に関して、10月20日調査いたしました。△△さんと△△さんは親子関係で間違いありません。経営移譲年金受給のための使用貸借件の設定ということで、なんら問題ありませんのでよろしくお願い致します。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、八向地区の3番について調査報告をお願いします。

○7番

八向地区3番に関して、10月20日に調査した結果、事由は詳細のとおり、使用貸借件の設定でありますので、なんら問題はありませんので、よろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第69号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第69号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。

次に、日程第3、議案第70号農地法第4条の規定による許可申請についてを上程いたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第70号農地法第4条の規定による許可申請について、議案書に基づき朗読しご提案申し上げます。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)

以上、2件について、ご提案申し上げます。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、新庄地区の1番について調査報告をお願いします。

○5番

10月22日に現場にて確認いたしました。事務局の説明のとおり間違いありませんので、よろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、稲舟地区の1番について調査報告をお願いします。

○6番

稲舟地区1番について、10月20日に現地調査及び申請人に話を聞きました。申請地は住宅地にある農地でありまして、このたび、転用により駐車場にするということでありますのでよろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第70号農地法第4条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第70号農地法第4条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。

次に、日程第4、議案第71号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程いたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第71号農地法第5条の規定による許可申請について、議案書に基づき朗読しご提案申し上げます。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)

以上、3件について、ご提案申し上げます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、新庄地区の1番について調査報告をお願いします。

○8番

農地法第5条の規定による許可申請について、新庄1番。20日の日に△△さんと現地を調査確認いたしました。住宅のわきの畑を譲り受け、駐車場及び庭園にするということ

で許可相当と判断しましたので、よろしくお願ひします。

○議長

はい、ご苦勞様でした。次に、稲舟地区の1番について調査報告をお願ひします。

○16番

稲舟地区1番につきまして、10月22日現地調査した結果、△△さんと△△さんの隣接する農地で、△△さんが、通路兼雪捨場と申すことでありまして、問題ありませんのでよろしくお願ひします。

○議長

はい、ご苦勞様でした。次に、稲舟地区の2番について調査報告をお願ひします。

○16番

稲舟地区2番につきまして、10月22日に電話で確認しました。申請地内にある「道」の部分についても、市の都市整備課との話がつきましてと申すことですので、問題ないと判断し、事由は詳細のとおりですので、よろしくお願ひします。

○議長

はい、ご苦勞様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第71号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第71号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。

次に、日程第5、議案第72号農用地利用集積計画についてを上程いたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願ひいたします。

○事務局

議案第72号農用地利用集積計画について、新庄地区1番から八向地区6番までの7件

ございます。議案書に基づき朗読しご提案申し上げます。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)

以上、7件について、ご提案申し上げます。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

○議長

どうもご苦労様でした。ただいま事務局より説明のあった農用地利用集積計画の賃借権設定、賃借権移転、所有権移転について、お諮りいたします。議案第72号農用地利用集積計画について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第72号農用地利用集積計画については原案のとおり可決決定されました。

それでは、これより報告案件に入ります。日程第6、報告第35号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを上程します。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

報告第35号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、新庄地区1番から八向地区1番までの2件につきまして、議案書に基づきましてご説明申し上げます。

(議案書を朗読し、報告内容を説明)

以上、2件につきましてご報告申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第35号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第35号農地法第3条の3第1項の規定による届出については、原案のとおり可決承認されました。

次に、日程第7、報告第36号2アール未満農地転用届出についてを上程します。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

報告第36号2アール未満農地転用届出について、新庄地区1件ございます。議案書に

基づきましてご説明申し上げます。

(議案書を朗読し、報告内容を説明)

以上、1件につきましてご報告申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第36号2アール未満農地転用届出について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第36号2アール未満農地転用届出については、原案のとおり可決承認されました。

以上をもちまして、本日の審議並びに報告事項について可決決定並びに承認されました。これをもちまして、新庄市農業委員会第17回総会を閉会いたします。

本総会議事録は、新庄市農業委員会会議規則第18条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するため茲に署名する。

平成27年10月26日

新庄市農業委員会

議事録署名委員 海藤 芳正

議事録署名委員 柏倉 嘉門